

狩猟鳥獣の見直し検討会 開催要綱

1. 目的

今後の狩猟鳥獣の見直し等について検討するため、「狩猟鳥獣の見直し検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

2. 構成及び運営

(1) 検討会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

(2) 検討会ごとに必要に応じて座長を置き、委員より選出する。座長を置く場合は、座長が議事を進行し、座長に事故等のやむを得ない事情があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。座長を置かない場合は、事務局が議事を進行する。

3. 事務局

検討会の事務運営は、環境省自然環境局から業務を受託した者が行う。

(参考) 本検討会における検討内容等について

1. 検討会設置の背景

狩猟鳥獣の指定状況等については、狩猟鳥獣の選定の考え方を示す基本指針の見直し及び狩猟鳥獣の生息状況の変化等に基づいて、5年毎に見直しを行うものとされている。

基本指針の見直し（令和3年10月）を踏まえ、狩猟鳥獣の見直し等について検討を行い、狩猟鳥獣の適正な保護及び管理並びに狩猟の適正化に資することを目的として設置する。

2. 主な検討事項

基本指針の見直し（令和3年10月）を踏まえ、狩猟鳥獣の次回見直し（令和4年度予定）へ向けて、前回見直し時の議論及び狩猟鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた上で、狩猟鳥獣の指定・解除及び捕獲の禁止・制限等について検討を行う。

3. 検討会委員

(獣類)

石井 信夫	東京女子大学 名誉教授
江成 広斗	山形大学農学部 教授
坂田 宏志	株式会社野生鳥獣対策連携センター 代表取締役

(以上3名、50音順、敬称略)

(鳥類)

川路 則友	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 フェロー
水田 拓	公益財団法人山階鳥類研究所 自然誌・保全研究ディレクター

(以上2名、50音順、敬称略)